

## 公益社団法人高知県看護協会 寄附金規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (寄附金の種類)

第2条 本会が受領する寄附金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附し、本会が受領する寄附金
- (2) 指定寄附金 寄附者が用途を指定して寄附し、本会が受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (寄附の申出)

第3条 本会に寄附をしようとする個人又は団体は、寄附申出書(別記第1号様式)により本会に申し出るものとする。

### (一般寄附金)

第4条 本会は、個人又は団体から一般寄附金を受領することができる。

2 一般寄附金は、全額を公益社団法人高知県看護協会定款第4条第1号から第4号に規定する公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

### (指定寄附金)

第5条 本会は、個人又は団体から指定寄附金を受領することができる。

2 指定寄附金は、全額を寄附者が指定した用途に使用し、又は処分しなければならない。

### (受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領証明書(別記第2号様式)を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、寄附者の住所及び氏名、寄附金額、受領年月日、その他必要な事項を記載するものとする。

### (受領の制限)

第7条 寄附金の受領が、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがあると会長が判断する場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に規定するもの以外の寄附者がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受領に起因して、本会に著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められ、又は本会が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

### (情報公開)

第8条 本会が受領する指定寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第36条第5項各号に定める事項について、本会事務局への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

2 寄附者の氏名又は団体名(代表者の役職及び氏名を含む。)については、寄附申出書により寄附者の承諾が得られた場合には、本会ホームページに1年間以上掲載するものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他法令及び本会が定める規定等に基づき、適切に管理しなければならない。

(事務)

第10条 寄附者の受領に関する事務は、公益社団法人高知県看護協会事務局設置規程第4条に規定する総務部門で行う。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則(令和8年1月10日)

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

## 寄 附 申 出 書

年 月 日

公益社団法人 高知県看護協会  
代 表 理 事 様

(寄附申出者)  
住 所 〒

氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名を記入)

連絡先(電話番号、メールアドレスなど)

この度、下記のとおり公益社団法人高知県看護協会に寄附したいので申し出ます。

### 記

- 1 寄附金額(又は物品名) 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 寄附金の使途(該当番号の〔 〕内に○印をお願いします。)
  - (1)〔 〕一般寄附金(高知県看護協会定款第4条第1号から第4号に規定する公益目的事業に使用。)
  - (2)〔 〕指定寄附金(寄附者が指定した使途を使用。次の【 〕内に使途を記入してください。)

【 \_\_\_\_\_ 】
- 3 寄附者情報(氏名又は団体名(代表者の役職及び氏名を含む。))の公開  
(該当番号の〔 〕内に○印をお願いします。)
  - (1)〔 〕匿名を希望する。
  - (2)〔 〕匿名を希望しない。

\*公益社団法人高知県看護協会定款(抄)

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康及び福祉の増進に寄与するため、看護職に対して、職業倫理と資質の向上を図る教育・研修事業
- (2) 訪問看護・健診・相談等の実施により地域活動に参画し、県民の健康づくりや地域医療の推進に貢献する事業
- (3) 安心・安全な医療環境を推進するため、看護職の確保・定着を促進するとともに、広く県民に「看護の心」の普及に努めるなど、次世代を担う人材の育成を図る事業
- (4) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業

# 寄附金受領証明書

年 月 日

住所

氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名)

様

金 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

高知県高知市朝倉己825番地5

公益社団法人 高知県看護協会

代表理事

印